

我が国の近代教育の歩み

(我が国の近代教育における地域的特質の基礎的研究)

——長州藩(山口県)の場合——

村 上 孝 治

要 旨

我が国における近現代の教育の淵源は、近代明治時代に遡ることが必要である。それは、我が国が前近代的封建社会、すなわち、近世幕藩体制からの脱出を図って国のかたちを大きく変えたことがその理由である。しかも、その基盤の一つが教育システムの変更（藩校・寺子屋から国民皆教育）であった。そのエネルギーたるや途方のないものであり得たのは周知の通りである。そこに、その時代性・歴史性・システム制と地域性をみるとことができよう。

このように考える時、時代性である現代の社会状況を分析することの真の意味は、單に目の前の現象面に眼を奪われることなく、その本質を鋭く見極めると共に分析検討しなければならないからである。

現在私たちが抱えている様々な教育課題の多くは、近代教育のシステムの疲弊もしくはそこに起因していることは、紛れもない事実であると考えるからである。

キーワード：学制・藩校・私塾・寺子屋・地域的特質

目 次

緒言

1. 幕末期の教育制度
2. 明治維新直後の動向
3. 徳川時代の教育
4. 明治維新後「學制」頒布までの教育諸相
5. 「學制」頒布後の状況
6. 「學制」頒布後の各県の受け入れ状況

～山口県の場合～

結語

緒 言

我が国の教育とりわけ現在の学校教育制度を考えてみると、近代明治時代（1868～1912）の学制にその淵源を求めることができる。なぜならば、多くの課題はその時以来積み上げられたものに過ぎないと考えるからである。もっと言うならば、近世江戸時代（1603～1868）後期から幕末に向かっての人材育成が江戸幕府の昌平坂学問所や各藩の藩校とそれに繋がる郷学、民間の寺子屋・手習所及びその範疇から外れた全国各地の私塾が人、物の物流経済社会の発展と相俟って隆盛期を迎える一方、幕府が列強各国の開国・貿易要求に何等解決策も見通しをも持たず、庶民からの信頼をも失いつつ、完全に統治能力の無さを露呈していくのが近世幕末の我が国の紛れもない姿・状況である。

その中で、いち早く藩政改革と人材育成に取り組み成功した藩が長州藩と薩摩藩であった。この二藩に共通するメルクマールは、かつて関ヶ原の戦いで、豊臣秀頼（1593～1615）・石田三成（1560～1600）が率いる西軍に加担した為、列島辺境の地に追いやられると共に、江戸幕府から様々な難題・苦渋をなめさせられ、それ以来機会があれば徳川幕府に対しての憎しみと怨念を持ちつつ、それ故倒幕の意識をずっと持ち続けた事。辺境地域（京都・江戸から遠い・幕府の目が届きにくい地域）であるがゆえの利点、とりわけ、幕末期には我が国周辺の海域に外国船が数多く出没したこと、藩独自の外交・交易を通して莫大な利益と共に海外の物質文明や文化、情報を幕府より先に直接入手可能だった事。さらに、藩を支える人材育成（明倫館・造士館）を始めとして、心ある藩士によって独特の人材育成（松下村塾）がなされた事等によって、身分を越えて動く草莽の士が数多く存在した事等そのエネルギーたるや並々ならぬものであった。また、柔軟且つ横断的に組織編制された兵力（隊）、とりわけ高杉晋作が組織した奇兵隊はその最たるものとして、特筆に値するであろう。その発想が後の近代明治政府の国民皆兵制度に繋がったのは紛れもない事実である。

こうしてみてくる時、まずもって現代の人材育成、とりわけ近代明治における明治5年（1972）の学校制度（学制）について、当時の資料を紐解きつつ、詳細に分析検討を今こそ行う必要があるのではないかと考える。その上にたって、現在の我が国の学校制度（システム）の課題をみてみることが、我が国の現代から将来の教育を考えることに大きく寄与する事が出来ると考えているが、あながち的外れではないと考える。

時、あたかも児童・生徒の様々な課題に直面している。「6・3・3・4制」「教員養成」「教育委員会制度」「キャリア教育」「教育課程」「免許」「生徒指導」「学力」「学校評価」「人事管理」「危機管理」「安心・安全」「コミュニティスクール」「教職大学院」「学校経営」「初任研・研修」「教員のマネジメント」「服務・規律」等々。

これらは、時代の要請を受けつつ改革という名の下になされてきてはいる。しかし、根本的な改革には至ってはいない。むしろ、昨今、わかりにくさや息苦しさ、閉塞感さえ感じるのは私一人ではないと思うからである。以上述べた課題を私なりに克服すべく、整理分析を試みたものであり、本論文の趣旨であると共に心からのメッセージでもある。

1. 幕末期の教育制度

近世江戸期における藩校は江戸幕藩体制を維持するために設立された。すなわち幕府の学校で重要な位置を占めていたのが幕府直轄の学校、昌平坂学問所である。前身は寛永7・9年（1630・32）江戸忍岡に設置された林家初代林羅山（1583～1657）の学寮・聖廟である。元禄4年（1691）に湯島に聖堂を建設移転。二代林鷺峰（1618～80）・三代鳳岡（1644～1732 初代大学頭）によって幕府内の地位が確立する。第4代述斎（1768～1841）の時教学の刷新を行い昌平坂学問所の幕府直轄化を推進した。幕府は、松平定信（陸奥白河藩主・8代將軍吉宗孫1758～1829）の寛政の改革（1787～93）時に阿波藩の柴野栗山（1736～1807）・幕臣岡田寒泉（1740～1816）・佐賀藩古賀精里（岡田寒泉後1750～1817）・伊予の尾藤二洲（1747～1813）らを聖堂付儒者に任じ、教官人材補強とした。さらに、薩摩藩赤崎海門（1739～1802）・広島藩賴春水（1746～1816）等の臨時手伝いもあり、寛政9年（1797）林家の家塾を切り離し、幕府の学問所としての陣容となった。寛政12年（1800）には「聖堂御改正教育仕方」を定めた。その後、安政2年（1855）学制改革。明治維新後は新政府に接収され、明治3年（1870）廃止となった。

一方、各藩では武士の子弟を教育するために学問所や家塾に通わせていたが、幕府改革すなわち「寛政異学の禁」（1790）以降各藩挙って人材育成の為「藩校」を開設することになった。又、藩内の主要な町に「郷学」を設けると共に地方に居住する武士の子弟の教育を行ったのである。こうした武家子弟の学校とは別に庶民の子弟の為に「寺子屋・手習所」が設けられ当時、全国の寺子屋の数は数万に及んでいたという。しかし、その開設時期・その数は各藩の状況に相違がある。それは、各藩における人材育成・財政・藩政改革という課題に直面するが故であった。私はそこに地域的特質があると考えるのだが……。

2. 明治維新直後の動向

明治新政府は維新直後すなわち明治元年（1868 寿永4年9月8日明治に改元）から新たな教育改革の方策を指向し、学校制度を調べる委員（学校掛）（玉松操（京都・国学1810～72）・平田鉄胤（東京・国学1799～1880）・矢野玄道（愛媛・国学1823～87））を任命し、新時代と近代国家に相応しい学校制度案（身分差や旧習の否定・教学的性格の排除の上に平等性・自発性・

実学性が狙い) に着手。同 2 年には、一般子弟の為に小学校を開設して、民衆の教育着手の指示を行った。同 3 年「大学規則」を定めると共に大学を始めとして中学・小学の学校体系を公にした。同 4 年廃藩置県後に 7 月文部省の設置。12 月に学制取調掛（箕作麟祥（岡山・仏法 1846～97）・岩作 純（福井・医学 1836～1912）・内田正雄（東京・蘭学 1839～76）・長 三洲（大分・漢学 1833～95）・瓜生 寅（福井・英学 1842～1913）・木村正辞（千葉・国学 1827～1913）・杉山孝敏（山口・行政）・辻 新次（長野・仏学 1842～1915）・長谷川泰（福井・医学 1842～1912）・西潟 訥（新潟・司法 1838～1915）・織田尚種（奈良・行政）・河津祐之（静岡・仏学 1849～94）の 12 人が任命され、学制条文の起草がなされた。同 5 年 1 月学制の大綱を定めると共に 3 月条文上申、6 月 24 日太政官にて認可。同 5 年 8 月 2 日、太政官布告でもって『學制』として公布の運びとなった。基本は小学・中学・大学の三段階、小学校は八年制で上等小学・下等小学各四年となっていた。小学校には種別があり尋常小学における一般児童はここに就学する事とされた。又、小学・中学・大学を設ける際学区制をとり、全国を八大学、(第一大學区（東京府を本部）・第二大學区（愛知県を本部）・第三大學区（石川県を本部）・第四大學区（大阪府を本部）・第五大學区（広島県を本部）・第六大學区（長崎県を本部）・第七大學区（新潟県を本部）・第八大學区（青森県を本部)) とし、1 大学区は 32 中学区をもって、256 の中学校、1 中学区は 210 小学区をもって、小学校は 53760 に分けるというものであった。但し、これらの設置計画がすぐさま各県において実行に移されるわけだが、設置開校に至ったのは、ごく僅かという状況であった。その事は、維新後の混乱と財政負担が重く圧し掛かる一方、また、各県において学制に対する熱意・温度差も当然存在したことは否めない事実であった。すなわち理念先行、実施は後追いいわゆる見切り発車であった。唯、注目すべきは、教員養成のために師範学校を設け、その卒業生をもって教師として各小学校へ派遣するという方策は江戸時代には全くなかった発想であった。この手本としたのは、ドイツ・フランス（学区制の大綱）・オランダ・アメリカ（教育内容）等欧米の教育制度を模範としたようである。これは、近代日本のこれから趨勢を担う学校制度の起草が如何に重要視されていたかを物語るものであり、それ故、改革を急ぐ事と相俟って学制を分担起草した各委員との関係も色濃く反映されたものと推測される。また、学制実施に当たって新しい時代の新しい教育を行うことのできる教師の養成は緊急の課題でもあった。従って、学制実施の着手順序において東京に師範学校を開設することが決定されたのは、学制颁布以前の明治 5 年（1872）5 月のことを鑑みても明白である。同 7 月 4 日師範学校設立・開設された。（実際の授業開始は 9 月であった。）同年太陽暦 9 月 4 日太政官、『學事獎励に関する被仰出書を布告』（太政官布告二一四）。同年太陽暦 9 月 5 日、『學制』頒布（全国を 8 大学区、1 大学区を 32 中学区、全国 256 の中学区に中学校 1 校、1 中学区を 210 小学区とし、全国 53760 の小学区に小学校 1 校、学区制により学校を設置。明治 6 年（1873）4 月 10 日 7 大學區に改正）ただし、この学区制による学校設置はあくまで、学校建設をする際の基準であり直ち

に全国一斉に設置が行われたわけではなかった。なお、すでに明治新政府は明治2年（1869）に小学校設立の方針を指示しており、これを受け、京都府では、同年5月第二十七番学校（現柳池小学校）を始めとして同年内には六十四の小学校が開設されたという。

また、小学校の教員には教員免許状を持つ者では間に合わず、当座しのぎではあるが、神官・僧侶・士族等ともかく字の読める者は誰でも教員に採用したようである。この事は、別面、失業士族の不満回避と救済対策の両面を持ち大きなはけ口になったようである。

3. 徳川時代の教育

西国街道（山陽道）に位置する備州（岡山県）・芸州（広島県）・長州（山口県）の藩校創立年をみても、三者三様であり興味深い。

・岡山藩立学校	創立年代 寛永18年（1641）創立の花畠教場に始まり寛文6年（1666）仮学館となり寛文8年（1668）本学校を建設する。全国初である。
・福山藩立弘道館	天明6年（1786）
・広島藩立学問所	天明2年（1782）
・山口藩立明倫館	享保4年（1719）

徳川時代に最も広く行われたものは周知のように朱子学であった。幕府は此の朱子学を儒教の正統として常に之を保護する態度を取った。その理由は、朱子学が体制維持擁護の極めて強い思想を持った学問であったからである。以下は諸学派の要約である。

(一) 純粹朱子学者としては播磨の藤原惺窩（1561～1619）を最初とし、惺窩の門人に京都の林羅山（道春）（1583～1657）、三河の石川丈山（1583～1672）、近江の堀杏庵（1585～1642）、京都の松永尺五（1592～1657）、播磨の那波活所（1595～1648）があり、羅山の子に鷺峰（1618～80）、峨峰の子に鳳岡（1644～1732）、それから後代に林家を冒した述斎（1768～1841）がいる。

尚、此の外に独立して大家となった寛政の三博士と言われた讃岐の柴野栗山（1736～1807）、伊予の尾藤二洲（1747～1813）、佐賀藩士の古賀精里（1750～1817）の如き、福山藩菅茶山（1748～1827）、広島藩頼春水（1746～1816）を始めとして、同春風（1753～1825）、杏坪（1756～1834）、山陽（1780～1832）は、皆此系統に属するものである。

(二) 息窩系統の朱子学は温和な性質のものであるが、此外に極めて厳格な朱子学の一派があった。之を南学系統の朱子学という。これは初め谷時中（1598～1649）が土佐に於て

唱へ出したもので、其門から土佐藩野中兼山（1615～63）、京都の山崎闇斎（1618～82）が出て、闇斎が京都に於て之を唱えるに及んで此学派は大いに盛となった。

又水戸学派も此南学派に關係の近いものである。

- (三) 朱子学派の外に中国明代の王陽明（1472～1528）の良知説を奉ずる陽明学派がある。初めて陽明学を唱えたものは中江藤樹（1608～48）で、其門下に京都の熊澤蕃山（1619～91 岡山藩主池田光政に仕える）がいる。京都の三宅石庵（1665～1730）、大阪の大塩中斎（1793～1837）の如き皆之に属する。維新前後に活躍した学者志士には此派に属するものが多い。信濃松代藩土佐久間象山（1811～64）、長州藩士吉田松陰（1830～59）、熊本藩士横井小楠（1809～69）、薩摩藩士西郷南洲（1827～77）、岡山藩士山田方谷（1805～77）の如きである。
- (四) 又寛文年間（1661～73）朱子学に対して起った古義学派というものがある。古義学派は宋学を以て仏説を混入し孔子の教の真面目を失うものとし、直に孔子の教に溯り之と系統的関係を有せんとするもので、初めて之を唱へ出したのが武士道の鼓吹として知られている会津山鹿素行（1622～85）である。同時に京都の伊藤仁斎（1627～1705）も亦之を唱えた。仁斎の子東涯（1670～1736）が父の説を祖述した。
- (五) 此外朱子学を排斥すると同時に古義学派に対抗して起った古文辞学派というものがある。之を萱園学派ともいふ。これは江戸の荻生徂徠（1666～1728）が初めて唱えしたもので、古文辞は古学を了解する階梯なるが故に古学を修めんとするには古文辞を修めざるべからず、即ち文は先秦以上を取り詩は盛唐以上を取るべきと主張するものである。徂徠の門から信州飯田の太宰春台（1680～1747）長州の山縣周南（1687～1752 藩主侍講萩藩藩校明倫館の設立に参画）、安藤東野（1683～1719）などが出た。筑前の亀井南冥（1743～1814）、豊後日田の廣瀬淡窓（1782～1856 家塾咸宜園）、江戸の大田南畝（1749～1823）などは此派に属する。
- (六) 次に漢唐の註疏に基き宋明諸家の説を參取し断するに自己の見を以てすと称する古註学派というのがある。これは我国で朱子学の入る前に行われ清原菅家二家に伝えられた訓古学のようなもので、尾張の細井平洲（1728～1801 米沢藩主上杉治憲の教育に当たる）、豊後の田能村竹田（1777～1835）の如き、水戸の立原翠軒（1744～1823 彰考館総裁、大日本史紀伝の校訂に尽力）、藤田幽谷（1774～1826 彰考館総裁大日本史編纂に従事）、東湖（1806～55 幽谷次男後期水戸学の創唱者）、青山延宇（1776～1843 彰考館総裁大日本史の校訂・刊行に従事）、会澤正志斎（1782～1863 彰考館総裁大日本史編纂に従事藩校弘道館の初代総教）、日向の安井息軒（1799～1876 昌平校儒官）の如き之に属する。
- (七) 更に程朱の説と漢唐の註疏とを參用し、段するに自己の見を以てすという折衷学派もある。これは京都の木下順庵（1621～98 幕府儒官幕府の編纂事業に従事）、美濃の梁川星

巖（1789～1858）などがいる。

以上のように、当時の学問系統を概略整理してみたが、これらの枠組みの中に位置付けが難しい人物も数多く存在したことも事実である。近世江戸時代は幕末に近づくにつれて益々その傾向が顕著になると共に、藩校以外の学び舎（私塾）が益々興隆期を迎えるのである。このことは、同時に次の時代の黎明期を予感させてくれる。

4. 明治維新後「學制」頒布までの教育諸相

明治新政府の綱領・施政方針が明治元年（1868）3月14日明治天皇紫宸殿において五ヶ条の御誓をされた。所謂「五ヶ条の御誓文」（起草者福井藩士由利公正（1829～1909）・土佐藩士福岡孝悌（1835～1919）・長州藩士木戸孝允（1833～77））である。同年3月28日学校掛に於て取調の上提出した学舎制案に総裁局より他の局の意見を求めた。（これに先立つ2月22日学校掛が任命された。）この中で注目すべきは、大宝元年（701）大宝律令以来官立の学校においては孔子（B.C552～479中国春秋時代の学者）を祭神としていたが、明治新政府は以後皇祖天神社を祀ることとし我が国教育の根本精神を示した。同年6月29日明治新政府は幕府の創立した昌平校を復興し生徒の入学を許した。

「大政御一新大義名分ヲ明ニシ人才御生育被為在候ニ付鎮臺府ニ於テ昌平學校御興復被仰出候間入學相願度者ハ學校へ可申出候事」

同年8月22日、七歳から二十歳までの者昌平学校へ出席勤学すべき旨の布告が出された。同年9月16日、皇学所を京都九条道孝（1839～1906）の邸に漢学所を京都家示威宮の邸に創設する旨の御沙汰が発せられたのである。

明治3年（1870）2月大学に於て「大學規則及中小学規則」が定められた。「大學規則」の學制には以下のように書かれている。

「輦轂の下大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ広メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大學ハ人文淵藪才徳ノ成就スルトコロ之ニ入ラントスル者必ス先ツ其地方ノ者ノ課ヲ歴諸學漸ク熟シテ始テ輩下ニ貢進スルヲ獲ナリ」

明治4年（1871）7月18日、大學を廃して新たに「文部省」を置き、之を中央教育行政官庁とした。同月28日佐賀藩士大木喬任（1832～99）を文部卿に任せ、同年11月25日府縣學校を文部省の所管とする旨が出された。ここに、文部省を頂点にした教育行政制度が形として出来上がっていくのである。そして、それは現文部科学省へと脈々と引き継がれていくこととなる。

さらに、明治4年12月には東京に官立の女学校が開設されることとなった。此の事に関する文部省の通達は次の通りである。

「人々其家業を昌シニシテ是ヲ能ク保ツ所以ノ者ハ男女ヲ論セス各其職分ヲ知ルニヨレリ今男

子ノ学校ハ設アレトモ女子ノ教ハ未タ備ラス故ニ今般西洋ノ女教師ヲ雇ヒ共立ノ女学校相開キ華族ヨリ平民ニ至ル迄授業料ヲ出シ候ハ、入校差許候間志願ノ者ハ向申正月十五日迄當省へ可願出事」と。

明治5年（1872）2月27日文部省布達第二號が出された。

「學制之儀近日可及相達候処是迄諸府県ニ於而公費ヲ以生徒差出中ニハ未熟之向モ不少趣ニ相聞候……」

明治5年3月文部省布達第六號が出された。

「從前私塾ニ於テ生徒教育之儀ハ官ヨリ指構不致候処元来人民教育之道ニ於テハ公私ニ因リ其差別無之筈ニ付私塾教師ト雖モ官之許可ヲ不得ミダリニ教育ハ不相成認ニ候條自今私塾ヲ開キ候者ハ前以其姓名年齢從前之履歴学科塾則教育之方法開校之場所等委細ニ開列シ當省へ伺出免許ヲ受候上開塾可致……」

明治5年東京に師範学校が開設された。これは「學制」の制定に伴い、主たる目的は小学校の教員養成を目指したものであるが、需要と供給から考えても到底焼石に水の状態であることは否めない事実であった。

明治5年6月書籍館を開設し広く民衆の閲覧に供した。（この書籍館が後の帝國図書館・国立図書館である）

但し、このように着々と体制が整えられていってはいるが、とても近代国家たる我が国すなわち、明治維新新政府の求めに応じる人材育成には程遠く、文部省も教育行政の中心には未だ成り得ていなかったのが実情ではなかったのではないだろうか。

例えば、外務省は外交官養成・工部省は技師養成・司法省は裁判官養成・北海道開拓使は開拓農業者養成を目指したように各省肝いりで各学校が開設されたことからしても、当初から人材不足は否めず、その対策・対応すら統一的動向は見ることが出来ず、俄かに制度を整えようとした事が伺うことができるという程度である。

ところで、明治5年6月24日、「學制」の草案が出来上がり、その御裁可を得、同年8月2日の頒布を迎えるわけであるが、注目すべきは『學事獎励に関する被仰出書』（學制序文・御布告書・勸學の御布告ともいう）の太政官布告第二百十四号の日付と文末の明治5年壬申七月との関係である。「學制」草案裁可から頒布までの約1ヶ月の空白期間の存在である。考えられる事は太政官における発表準備期間である。しかし、仮にそうだとしてもやはり疑問は残る。おそらく、最終的な詰めが行われたのであろう。（ここでは、指摘のみに留める）さらに、この太政官布告第二百十四号を発した翌日、つまり8月3日に同省布達第十三號別冊「學制」・第十四號を発している。第十三號の別冊では、第百九章に亘って事細かに書かれている。第一章「全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」第百九章「凡諸學校ノ設立スル必ス維持保護ノ目的ヲ要ス即第四号式ノ如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スヘシ」と。また、第十四號布達は次の通りである。

「今般學制御確定相成候ニ付御布告書並學制章程共別冊相渡候間自今右目的相立处分可伺出候也 但學制之儀ハ御確定相成候得共経費之儀ハ未タ御決済不相成候ニ付右學制ニ基キ新旧興廢之次第成丈為相運候儀ハ勿論ニ候得共新ニ官費ニ関係致候儀ハ即時施行不相成候事」と。つまり、「學制」は確定したが、それに伴う経費は未定。また、従来我が国の「學制」を担ってきた藩校・郷学・寺子屋・私塾の廃止についての官費も未定であり、極めて見切り発車的船出であった事がみてとれる。

さらに、文部省は、明治6年3月18日に同省布達第三十號「學制二編」、同年4月17日に同省布達第五十一號「學制追加」同年4月28日に同省布達第五十七號「學制二編追加」を発しているのである。要するに、明治初期の一大教育改革の『學制』は第一章「全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」に始まり第二百十三章に亘る膨大なものである。この『學制』は「學制」「學制二編」「學制二編追加」をもって補完されており、その本質を検討するならば、総合的にみることが必要であり重要であるという事でもある。

以下その要点である。

一) 學區 全国を八大學區とし、一大學區に三十二の中學區に分け、一中學區をさらに二百十小學区を置くことにした。小学校は当時の人口六百に対して一校を中学校は人口十三萬人に対して一校の割合であった。

二) 督學局 学校を監督する為文部省に督學本局を置き、大學本部毎に一箇所督學局を設け、督學局に督學を置いた。督學は本省の意向を受け地方官と協議し、大学区内の諸学校を監督し教則の得失、生徒の進否等論議改正の権限を有した。

學區取締 一中學區内に學區取締十名乃至十二三名を置き、一名に二十又は三十の小學区を分担。又、専ら区内の人民を勧誘して学に就かせたり学校設立、費用の使用を図る等其の学区内の学務に関する一切の事務を司どった。

三) 小学校 「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」とし、父兄に対し子弟を小学校に就学させる義務を負わせた。小学校には、尋常小学・女児小学・村落小学・貧人小学（仁恵学校）・小学私塾・幼稚小学・変則小学・家塾・廃人学校を置いた。

四) 中学校 中学は小学を終えた生徒に普通の学科を教える所とし、上下二等（上等中学・下等中学）変則中学・中学私塾・家塾・工業学校・商業学校・通辯学校・農業学校・諸民学校を置いた。

五) 師範学校 「小学校ノ外師範学校アリ此校ニアリテハ小学校ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス当今ニ在リテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小学校ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学校教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」と。

六) 大學 大學は高尚の諸学を授ける専門科の学校である。其学科を理学・化学・法学・医学・数理学に分けた。

- 七) 専門学校 外国教師にて教授する高尚なる学校を汎称し、師範学校と同じく、其卒業生は我邦語を以て我邦人に学術を教授することを目的とする。
- 八) 教員 教員の資格を定め、小学校教員は男女を論せず、年齢二十歳以上で師範学校卒業免状又は中学校免状を得たる者、中学校教員は年齢二十五歳以上にて大學免状を得たる者、大學教員は学士の称号を有する者とした。又、私学・私塾・家塾を開かんとする者は其属籍、住所、事歴、学校の位置教則等を詳記し、学区取締に出し、地方官を経て督学局に出すべきものとした。
- 九) 学位 学位の称号を分けて五等とし、一等学士を上等とし五等学士を下等とした。学士の称号を与える者は大学等より具状し文部卿奏聞の上之を補することとした。
- 十) 生徒及び試業 生徒は諸学科において、必ず其等級ごとに試験を行い、合格者には試験状が渡された。試験状がなければ、進級できなかった。又、小学、中学等を卒業する場合には大試験が行われた。学業優等にして家貧しき者には、費用を給する道を開いた。現在の学生支援機構の奨学金制度の原形ともいえるものであったと想像できる。
- 十一) 経費 学校の経費は民費に依るを原則とし、其足らざる所は学区に於てこれを支弁し、必要なる場合にのみ官より之を支弁するものとした。民費維持を原則とした為に各学校に於ては、何れも授業料を徴収し、それに依って経費の大部分を支弁する方針を取った。
- 十二) 海外留学 政府は海外留学に重きを置き之に関する規定を設けた。
- 十三) 非宗教教育 政府は夙に教育と宗教とを分離する方針を取り、神官、僧侶が学校を開き又は学校の教員たる場合に於ても教旨を説く場合は学科課程時間外を本則とした。

「學制」頒布と同日明治五年八月三日に文部省は同省布達第十三號を以て從来府県にて設置していた学校を廃止することとした。

これによって、近世幕藩体制下における藩校・郷学・寺子屋・手習所の終焉を迎えたのである。但し、同時期同時一律に実施されたのではなく、各府県の実情によって、多少の時間的経過措置があった事も事実である。ここで、注目すべきは、就学にあたって、保護者の義務であることを明確にし、その経費は民間と保護者負担である。それでなくとも、時代の大きな変革時に国民に多大な負担を強いるもので、制度自体の課題と運用に伴う課題を各県が担うこととなった。現在の視点から考えるに、此の事が良かったのか、悪かったのかの判断は今もってつきかねるが、しかし、結果的に現実は良かった、いやこの選択しかなかったと言う人が多いのではないかと推察できる。が、その詳細な検証は今もって行われていないようであるが、私は翻ってここで、一度その検証の必要性を感じるのであるが……。

明治維新後の我が国の進路選択に鑑み、士族中心か国民中心の国家建設をするかの岐路に立っていた事は紛れもない事実である。しかしながら、国家のかたち建設・機構はそう容易く出来上がるものでもない。痛みを伴うものである事は、過去も現在も同じである。ただ、相違するの

は、その時代を反映する空気というか、その時代特有の国民性や県民性といえるものではないかと考えるのだが如何なものか。

ところで、「學制」の教育行政上、何が従来の近世学校制度「藩校・寺子屋」と相違しているかという点である。つまり、「學制」颁布に伴い従来各藩において経営されていた藩校・郷学を廃止し、もって学校は総て新学制に移行した事である。教育が本来誰のものかという観点からすれば、しごく当然ではあるが疑問も残る。従来のシステムを廃して、新しく根本的に作り変えるのであるからだ。しかし、当時としては英断であったと言わざるを得ないのであろう。それは、以下の四点に集約できよう。

一. 義務教育に関する事

男女の別なく 6 歳より 13 歳までを対象に尋常小学の課程を修める義務があることを明確にした。

二. 教育と宗教の分離

欧米の実際に基き、教育宗教分離主義をとった。

三. 学校経営は地方公共団体（各府県）に・学校経費の国庫補助をおこなった。

四. 小学校は総ての教育の基礎

上級学校に進学するには必ず小学校を経由するようにした。

こうした教育システムを確立することで、従来武士階級がなれば独占してきた藩校制度を広く国民に開くことにより、新しい国づくりが国民一人ひとりの双肩にかかっていることを新政府が自ら示したのに他ならないのである。

さて、この学制について明治期の道徳家であり明六社の設立に深く関わった佐野藩士西村茂樹（1823～1902）が日本弘道会出版日本弘道会創立記事で、次のように述べている。

「明治五年ノ比、余ハ野ニ在リテ文部省設立ノ事ヲ聞キ心大ニ之ヲ喜ヒ、又其時太政官ヨリ達セラレタル學制ノ序文ヲ読み、其言フ所能ク時勢ヲ達觀シテ、固陋迂闊ノ見ヲ超脱スル事ヲ欽仰セリ、然レドモ其言フ所專ラ治産昌業ノミヲ主トシテ、一モ忠孝仁義ノ事ニ及ブ者ナシ、余心大ニ之ヲ疑ヒ、謂ヘラク此ノ如キ教育ハ従来恐クハ之ニ伴フノ弊害アラント、明年職ヲ文部ニ奉ジ編輯ノ事ニ任ズ、因テ務メテ國民固有ノ道徳ヲ維持セント欲シタレドモ、政府ノ令スル所已ニ彼ノ如ク、且余ノ地位僅ニ一局ノ長ニ過ギザルヲ以テ、一モ意ノ如クナル事能ハズ、此時朝廷ノ大官多ク歐米ノ諸國ニ觀光シ、其國ノ富盛ヲ觀テ、目眩ミ氣奪ハレ本邦固有ノ精華ヲ棄テ、百事則ヲ歐米ニ取ラントスルノ念ヲ發スル者多シ、民間凡庸ノ徒ハ惟彼國ノ華麗多大ト工藝技術ノ巧妙ト警觀シ身心俱ニ彼ニ屈下スルノ傾トナレリ、是ヨリ上下ノ風俗輕浮華ニ流レ、智術ヲ尊ンデ篤行ヲ後ニシ、法律ヲ以テ道徳ニ代ヘントシ、廉潔ニシテ貧賤ナル者ヲ侮リ、貧日月ニシテ富貴ナル者ヲ貴ブノ風トナレリ、余先輩ノ老成ニ逢ツテ之ヲ語ル毎ニ、何レモ國家ノ為ニ之ヲ憂ヒザルハ

ナシ、然レドモ一人モ自ラ奮ヒテ國民道徳ノ恢復ニ任ゼントスル者ナシ、余是ニ於テ自ラ其力ヲ揣ラズ率先シテ人心風俗ノ改善ニ着手セント決セリ。」と。

「學制」（學制二編、學制追加及學制二編追加を含む）は、その後屢々改正が行われ、「學制」に関連して規程の発布もなされた事は周知の事であった。明治初期の混乱期におけるこうした一連の改革、とりわけ學制の改革は必ずしも正常適切に行われたとは言い難い状況であった。もう少し、學制に関わる法整備を見てみる事にする。

5. 學制頒布後の状況

以下、學制頒布後の極めて重要な文部省布達の主要なものを列挙する。

(一) 明治五年八月十五日文部省布達第十七號

「公學私塾ニ差入有之官費生徒廃止之儀ニ付當三月以来追々布達ニ及置候次第モ有之候處今般學制御確定相成候ニ付而者自今公學私塾之別ナク生徒衣食之費用ニ官費給與之儀一切被相廢候條此段更ニ相達候也」

この布達により、いわゆる公學私塾の別なく生徒への衣食の費用へ官費を給与する事が事实上廃止になったのである。

(二) 明治五年九月文部省布達第二十五號

「私學私塾等開業願出候者ハ學制第四十三章ニ掲示之通屬籍住所事歴及學校之位置教則等ヲ詳記可致之處入学規則塾則等之外記載無之者モ不鮮候ニ付向後右等願出候輩へ前件學制ニ照準シ可願出様指揮可有之此段相達候也」

學制第四十三章「私學私塾及家塾ヲ開カント欲スル者ハ其屬籍住所事歴及學校ノ位置教則等ヲ詳記シ學區取締ニ地方官ヲ経テ督學局ニ出スベシ但家塾ハ地方官ニテ之ヲ聞届毎年二月八月取集メテ督學局ニ出スヲ法トス」

(三) 明治五年九月文部省布達第二十七號

「今般學制御頒布ニ相成候ニ付當二月以来於當省指許候私學開業聞届之證悉ク取纏メ當省ヘ返納可爲致追而私學家塾等開業之向ハ更ニ學制第四十三章ニ照準シ可願出様取計可申此段相達候也 但筆學算術素読授與之類モ家塾同様可心得候事」

(四) 明治五年九月十三日文部省布達第二十八號

「今般當省定額金被相定教育事務所屬之官費ハ一切當省ニ於管知致候條來十月ヨリ學事ニ付官金ヲ仰候件々ハ巨細可伺出候事」

(五) 明治五年十月十三日文部省布達第三十三號

「各大學區ヘ督學局設立之儀ハ學制中ニ掲載有之候處先以第一大學區督學局之儀本部東京ヘ設立相成候條心得相達候也」

(六) 明治五年十月二十九日文部省布達（番外）

「府縣ニ於テ開港互市場有之候地ニ在留候外国人自ラ私學私塾等相開キ其の管下人民ニ教授致度旨申立候ハ、學制第四十三章之通可相心得此旨相達候也」

(七) 明治五年十一月（日闕）文部省布達第四十一號（學制中に改正）

先般相達置候學制中左之通改正相成候事

「第二大學區中犬上縣ヲ削リ計六縣トス第三大學區中七尾縣ヲ削リ計五縣トス總計三府七十二縣ノ二ヲ削ル」

「第十四章條下毎年二月之ヲ督學局ニ出スヘシ二月ヲ改メテ四月トス」

(八) 明治五年十一月（日闕）文部省布達第四十二號

小學委託金額ノ事

「學制第九十九章ニ掲載相成候小學普及之為府縣へ委託之金額當分之内全國男女共壹人ニ付九厘之割ヲ以去ル十月ヨリ別紙小割之通被相定候條學制第百章ニ依遵シ小學普及扶助金之目的相立明細調可伺出候事」

(九) 明治六年一月八日文部省布達第一號（學制中に改正）

第九十九章條下

「教育ヲシテ普及ナラシメンカ爲メ府縣ニ委託シ其學區ヲ助クルノ金額左ノ如シ」

「人員男女壹萬人ニ付當分ノ内九拾圓ノ割（一人ニ付九厘）

金貳拾九萬三千五百貳拾七圓六拾壹錢壹厘（三府六十九縣）

此金高ハ今般定ムル所之學制ニ因テ小學設立ノ基礎已ニ立テ之ヲ渡スモノトス

此金額ハ壬申十月ヨリ明治六年ヲ一期トシテ之ヲ定ム一期以後ノ増減ハ其時ノ

議決ニ依ル」

(十) 明治六年三月五日文部省布達二十三號

「各府縣ニ於テ學事ニ付其館内ヘ告諭布達等ノ内間々不都合ノ廉モ有之哉ニ候條學制ニ照準シ齟齬不致候様厚ク注意シ告諭可致此段相達候也」

(十一) 明治六年四月十日文部省布達第四十二號

「八大學區々分之儀并大學本部等學制中ニ掲載相示置候處今般詮議之次第有之更ニ別紙之通及改正候條此段相達候也」

第四大學區

廣島縣 鳥取縣 島根縣 北條縣 小田縣 濱田縣 山口縣 愛媛縣

計八縣廣島縣ヲ以テ大學本部トス

『學制』には全国を八大學區に分け、一大學區を三十二中學區に分け、區毎に中學校を一ヶ所置き、全国に中學校の総数二百五十六（ 32×8 ）とする事、さらに一中學區を二百十小學區に分けて、區毎に小學校を一ヶ所置き、全国の小學校の総数五萬三千七百六十とする事を

規定しているにもかかわらず、この改正規定には、のことについて何等触れられていない。これは、当時の改革への混乱とみるべきか、又は当然の結果として減ずものであるから、別段規定はしなくてもいいと解釈する事もできるのではあるが眞実は如何に。

(十二) 明治六年四月十二日文部省布達第四十五號

「各大學區公私學校名稱番號而已ヲ以テ唱來候分モ有之處自今便宜ニ因リ校名（地名人名等ヲ用フル妨ケナシ）可相設候此旨相達候也但校名相設候ハゝ取束子可届出候也」

(十三) 明治六年四月十七日文部省布達第四十八號

「第四十五號公私學校名稱ノ儀相達候處右ハ取消左之通更ニ相達候事 大大學區公私學校名稱番號而已ヲ以テ唱來候分有之處自今校名（地名人名等其便宜ニ任ス）可相設候此旨相達候也但校名相設候上取束子可届出候也」

(十四) 明治六年四月十七日文部省布達第四十九號

「學制第九十八章細註ヲ削リ但書ヲ加フル左ノ如シ

學制第九十八章云々

但費用ヲ學區ヨリ出サシムルハ正租雜稅町村費ノ高ニ割合幾分ヲ出サシムル等其ノ區ノ情態ニ依ルベシ此外富人ノ獻金ヲ以テスルカ或ハ地方ニテ舊來ノ積金等學校ニ費シテ妨ケナキモノアル時ハ其金ヲ以テ融通セシムルカ其幾様ノ便宜ハ土地ノ情態ニヨリ處分スペシ」

(十五) 明治六年四月十八日文部省布達第五十三號

「當省布令並學制教則課業表等管内布達或ハ學校入用之爲メ上梓致シ候儀ハ不經伺上梓不苦候尤賣買ノ爲出版ハ難相成候條此旨相達候事」

(十六) 明治六年五月二日文部省布達第六十號

「神官僧侶學校設立ノ儀學制第百五十四章ノ通及公布候處不待許可私ニ致開業候者往々有之哉ニ相聞不都合ノ事ニ候學制第四十三章同第百七十九章ノ通其管轄廳ノ許可ヲ受ケ可致開業候事」

(十七) 明治六年五月七日文部省布達第六十五號

「學制第十三章人民子弟六歳以上ノモノ學ニ就モノ幾人學ニ就サルモノ幾人第一號式ノ通り毎年可差出旨掲示有之ハ小學ニ就クモノニシテ六歳以上十三歳迄ノ者ニ候筈爲心得此段相達候也

追而六歳以下十三歳以上ノモノトイエトモ小學ニ從事スルモノハ本文書式中ニ記載可差出事」

(十八) 明治六年五月十四日文部省布達第七十一號

「當省今年第三十一號布令學制二編（自百十章至百五十九章）第百五十四章第百五十七章第百五十八章別紙ノ通加改正候條此段相達候也」

（別紙）學制二編改正

第百五十四章 都テ學制ニ準シ云々以下並ニ但書改正

「都テ學制ニ準シ教則ニ從ヒ學科ノ順序ヲ踏ムヘシ而シテ其教旨ヲ講説スルハ學科時間ノ外タルヘシ但宗教ノ爲メニノミ設ケタル學校ニ從事シ尋常ノ小學教科ヲ授クル公私學校ニ出席セサル童兒ハ不就學ト見做スヘシ」

第百五十七章 他ノ學校ニ於テモ云々ヲ削リ左ノ通改正

「神官僧侶ニテ學校ヲ開カント欲スル者ハ第四十三章ノ通地方官ヲ經テ願出ツヘシ」

第百五十八章 神社寺院ニ於テ云々ヲ削リ左ノ通リ改正

「宗教ノ爲メニノミ設ケタル學校ニハ官ノ扶助金ヲ配當スヘカラス」

(十九) 明治六年五月二十日文部省布達第七十七號

「學制二編中追加スル」左ノ如シ

第二百十三章 小學ニ入ルノ男女ハ種痘或ハ天然痘ヲ爲シタルモノニ非レハ之ヲ許サス」

(二十) 明治六年五月二十七日文部省布達八十二號

「學制第六章 但書ヲ加フル」左ノ如シ

但土地ノ情態ニ因リ數小學區中一小學ヲ興シ之ヲ保護兼用スルノ類其便宜ニ任ス
之ヲ聯區ト稱ス（數區ヲ合セテ一區トスヘカラス）等

以上のように、『學制』頒布以降も文部省布達として、矢継ぎ早に洪水の如く改正補足通達命令が出されるわけである。ここで注目すべきは、国文部省より各県への学校開設に伴う委託金制度である。遅々として上がらない就学率を打開するために出された布達であろう。（布達（八）・（九）参照）これらは、正に「學制」改革推進と雖も混乱していたとも取れなくはないのであるが、これら學制を巡っての検討課題であることは、間違いないところであろう。

そこで、各府県は、その布達をどのように受け入れたのであろうか？次に山口県の場合をみてみることとする。

6. 學制頒布後の各県の受け入れ状況

～山口県の場合～

明治維新後、新政府を支えた山口県は『學制』をどのように受け入れたのであろうか？

この事を明確にすることが地方分権下における現代の山口県の教育を深く省察する上で重要な意味を持つと考える。

一 学制施行にあたっての県内への通知（明5・9）明治期山口県布達類 六

「壬申（1872）九月

今般文部省ヨリ御達之趣ニ付、管内一般学制被相改、更ニ御規則ニ從ヒ各地小民ニ至ル迄
學問普及候様、追テ施行之方法等一定可相成ニ付、三支庁并諸部共一應左之件々取計ニ可及候、
尤山口萩中学ハ學務掛ニヲヒテ同様可致計ヒ方勿論ニ候」
一洋人隨学生之外、中小学トモ總テ官費ニ關係之生徒ハ、当九月中限り一先退塾可申付候
一自今ハ私塾タリ共教師之免許ヲ得サルモノ勝手ニ授業不相成候條、子弟取建度向ハ当九月中ヲ
限り其段更ニ可願出候様可致候
一書算同断
一学校之米銀当九月迄之勘定仕詰、詳細取調可申出候
一校舎ニ在来之書籍類并諸器械共学用ニ属シ候物品取調野紙へ録シ、当九月中ヲ限り可差出候
但、書籍ハ国学・支那学之部類ヲ分ケ相認可申候
一各地ニ現在スル学舎ヶ所、尚官費又ハ献金等ヲ以テ建築之分ハ勿論、從来寺院其外借屋之部
共、夫々記載シ同断可届出候
右之通及布令候也
ここで、注目すべきは、学制施行に伴っての速やかな県内への通知がなされていることである。明治新政府を支える県としては、当然のことかもしれないが、問題は開設に伴う資金と教師と從来担ってきた私塾及びそこに通う児童・生徒の処遇である。

二 変則中学で小学校教師を養成（明5・9）行政文書 戦前A 教育三

[申九月廿五日] 庶務課

長官 ⑩

[萩中学へ小学教師陶成ノ儀達]

山口萩中学教員へ左之通御指令可相成ヤ

三 私塾稽古場の貸与を求める訴え（明5・9）行政文書 戦前A 教育三

覚

今般御沙汰之趣を以當塾生徒一と先退館仕らせ休業罷在候、然所當塾生徒は六七才と余之幼
年之もの式百人余も稽古仕候事ニ付、致休業候ては學業進歩之差間にも可及と、当今幼少之も
の暫時も休業難為致奉存候、就ては唯今之稽古場官費を不仰、当分之内私自力を以稽古仕度奉
存候、左候はゝ、多人数之小兒輩仕合可申奉存候、何卒此段御詮儀被仰付、稽古場御貸渡相成
候様奉願候、以上

申九月

渋谷又吉

申九月廿九日及沙汰

(欄外) [如願貸渡候]

四 小学校を設置するにあつたての注意（明5・10）明治期山口県布達類 六

壬申十月廿日

中小学取設箇所

山口第壹中学区

区内小学 三田尻六所 南吉敷五所 徳地三所 都濃郡五所 徳山六所 山口六所

萩第二中学区

区内小学 奥阿武郡五所 前大津五所 美祢五所 見島一所 萩地町九所

岩国第三中学区

区内小学 山代五所 熊毛五所 上関五所 大島三所 岩国七所

豊浦第四中学区

区内小学 吉田五所 舟木五所 先大津五所 豊浦五所

壬申十月廿日

「別紙之通各地境ニ小学ヲ取建ツヘキ儀ハ、今般頒布ニ及ヒタル太政官ヨリ御布令之御意ニ基ツキ、人民文明ノ治化ヲ蒙リ候様致シ度キ事ニ候所、右之入費一ト通リナラスシテ急速相整ヒ難キハ勿論ノ事ニ候へ共、其定限ヲ立置カス候テハ将来ノ目的モコレナク、因循歳月ヲ送リ御主意貫徹ノ期ヲ失ヒ、加之ナラス人民文盲ノ不幸ヲ重ネ、彼レ此レ不都合ニ付キ、其地境ニ於テ戸数ノ疎密人口ノ多少ヲ計リ小学ヲ取設ケ、然ルヘキ便利ノ場所ヲ見定メ、別紙何ヶ所ト定メタル數ノ増減ニ気附モ有之候エハ、遠慮ナク申シ出ツヘク、左候テ部内ニ小学区ヲ分チ、其区内村ニヨリ、戸長同副其外頭立ツ者ハ勿論、富有ノ輩又有志ノ者申合セ、小学取建ノ仕組立ニ及ヒ、寺院其外屋宅借り受ケ候カ又ハ新規建調エ候カ、イカ様トモ手段ヲ尽シ、成就之上速ニ開校致シ、人々文盲ノ不自由ヲ除キ、世事日用ニ拙キ事コレナキ様致シ度候」

これは、「學事獎励に関する被仰出書」が太陽暦明治5年9月5日が出され、それを受けたの10月県布達である。如何に素早く、澁みなく行われると共に、維新新政府、とりわけ中核を担った長州山口県の状況が見て取れる。

五 学区取締の心得（明5・10）明治期山口布達類 六

壬申十月廿日

学区取締 岩国豊浦各部共壱人

宛ニシテ以上二十人

心得書

今般太政官ヨリ被仰出ノ旨ヲ体認シ、文部省ノ御規則ヲ勘考致シ、邑区之士民ヲ懇切ニ説諭シ、其子弟ヲシテ男女トナク年齢六歳ニ至レハ学ニ就カシメ、書キ読ミ算術等ヲ兼業候ヨウ可成丈ケ勸道ヲ加ヘ、其地方ノ學事ヲ担当シ學費ノ便用ヲ計リ学校ヲ保護スル等、總テ区長ノ駆引ヲ受ケ戸長副ト商議シ諸事ヲ取計フヘシ、尤モ其地之事情ニ依リ教則ヲ改ムル等俄ニ相整ヒ難キ条件ハ教員ト篤ク相謀リ、趣ニ依リ県庁學務掛ヘ可申出候

区長并戸長同副中

右今般文部省ノ御規則ニ基キ、管内之學制被相改候、付テハ人民普ク御趣意ヲ奉シ文明ニ趣キ(ママ) 候様誘導方肝要ノ事ニ付、壱部内エ学区取締壱人宛ヲ置キ、区長始メ其引請ケ地方ノ學事万端示シ合、不都合無之様取計ヒ可申事右之通相達候事

ここでは、村の人々に懇切丁寧に「學制」について説明すると共に戸長・副戸長とも良く相談の上万難を排して実施の旨を県學務掛に申し出るようとの事である。戸長・副戸長の責任も重大であったことが容易に見て取れるのである。

六 村落変則小学校の開設（明5・10）行政文書 戰前 A 教育三

村落変則小学

- 一 五十戸より百戸内外之村々壱ヶ所宛便宜に隨ひ相設け、生徒は十五歳已上之男子、妻を娶り候迄は悉く夜中入校之事
但、暮七字より十字迄之間修業之事
付、妻子有之者或は十五歳已下之者たりとも依頼加入すべし、又無拠事故有之、入校難相成ものは可除之、尤貧者は仁恵学校之例に倣ひ処置可有之事
付、諸民学校に準し壯年之ものにても篤志之者は入校せしめ、其器に応したる訳書を読しむべき事
- 一 教授料は月別五銭より三四銭之間、生徒より可納之事
- 一 油炭等は生徒自分可調出事
- 一 学校之修復諸費は公費民費に拠り可申事
- 一 教科は平仮名、片仮名を始め、日用急務之事件を西京小学課業に倣ひ、別別之通相定候、尤居所之地形に依り、所當之職に隨ひ、不急を除、各其時宜に任すべき事
付、月両次、日誌新聞誌会読可行事

右文部省教則御颁布有之迄、一先村々に於て手跡師宅其陀便利之地に就き、導場開発仕度奉存候事

壬申十月

舟木部

[壬申十月廿七日下渡ス]

(後筆)

今般学務御作興之御布令、且文部省より学制被差出追て教則をも可被差下と之御事に付、右教師之旨を奉し小学取建可仕候処、辺鄙窮村之情實日々之職業児輩にても相応之事務有之、十四五歳に相成候ては別て家事為勤不申ては身家保全も難相成、不得止其期を過し一生盲味に相過候者多く、是等急務と相考に付、学制之内夜学之条に基き、別紙之通施設仕度、尤速に行届候様には逆も不相協候得共、発起之村々より相初候はゝ、遂に普及期にも可相成、且追て教則被差出候上は、其節尚亦改削可仕、尤即今齟齬之廉も有之候はゝ、御改定をも被成候様旁奉願候、以上

壬申十月

船木郡区長

兼重慎一

県庁学務懸 御中

ここでは、授業料が月5銭から34銭かかること、暖房用油炭も個人で賄う等働き手としての就学年齢（6歳～13歳）に国民がおいそれと賛成したとは到底思えないである。

八 県下の小学校数と設立箇所（明6・2）行政文書 戦前A 教育六

庶務課 吉山喜一 印

長官 印

別紙之通文部省エ可被相届哉

当県現設小学ヶ所届

記

山口

当県第一中学区

三百六拾九小学

内 現今設立之分

小学六所	吉敷郡之内	吉敷部内
同 二所	同 郡之内	徳南吉敷内
同 二所	佐波郡之内	三田尻同
同 壱所	同 郡之内	徳地 同
同 三所	都濃郡之内	徳山 同
同 四所	同 郡之内	都濃 同

同第二中学区

二百四十四小学

内 現今設立之分

小学十四所 阿武郡之内 萩 部内
同 三所 同 郡之内 奥阿武同
同 四所 大津郡之内 前大津同
同 五所 美祢郡之内 美祢 同

同第三中学区

四百五十九小学

内 現今設立之分

小学三所 玖珂郡之内 岩国部内
同 壱所 同 郡之内 山代 同
同 六所 熊毛郡之内 熊毛 同
同 五所 同 郡之内 上関 同
同 二所 大島郡之内 大島 同

同第四中学区

三百六小学

内 現今設立之分

小学五所 厚狭郡之内 舟木部内
同 壱所 厚狭郡之内 吉田 同
同 壱所 大津郡之内 先大津同
同 七所 豊浦郡之内 豊浦 同

総計 小学七十五所

右去九月御布達ニ基キ前書相定申候、尤当県之儀ハ辺僻之土地柄人家疎密之差湊有之候付、当県後來之目的四中学区ト相定、又其区内人員ニ応シ千三百七十八小学設立之目的ヲ以テ、現今前書付建立箇所先取開、此余追々開校次第詳細束テ御届可仕候、此段申出置候也

明治六年二月

長官名

文部 卿

大輔

九 私学開設許可を求める塾経営者の要望（明6・3）行政文書 戦前A教育五

覚

拙者儀安政四年より手跡指南仕、只今生徒百人余も稽古引立仕居候処、此度御沙汰之趣に付ては、於所々三業塾被相立候規則被仰出候、然る処寒暑風雨之砌は幼稚之者共遠路運ひ六ヶ敷者も御座候に付、何卒於方角行形之通被差許被下候様、門生中よりも只管相歎申候儀に付、書読三戸信吾、算術松中半助申合、於私宅私学取開世話仕度奉存候間、此段宜被遂御詮儀、被成御沙汰可被下候奉頼上候、以上

明治六年酉の三月十日

阿武郡第四区古萩三百六拾六番屋鋪居住士族 狩野周輔（花押）

山口県権令 中野梧一殿

一〇 家塾の免許を求める経営者の要望（明6・3）行政文書 戦前A教育五

私儀過る弘化四未の年より算術指南仕、門生七百五拾人余引立仕来、当節現人数数百人余稽古罷越候処、此度第四区三百六拾六番屋鋪土族狩野周輔家塾え罷出、三業相合引立致吳候様、彼方より達て依頼に付、何卒家塾御免許相成候様奉願候、此段宜御沙汰可被下候、以上

酉の三月 阿武郡第四区式百六拾九番屋鋪居住同

松中半助 囗

右之通宜被成御沙汰可被遣候、以上

副戸長 吉岡六郎 囗

こうした一方、学制実施に伴い、従来の私塾・家塾の存続を求める声も数多く寄せられ、学校制度が明治新政府の思惑通りに事が進んだという訳ではないことが伺えるのである。

一一 小学教則と校則（明6・4） 行政文書 戦前A教育六

（表紙）[此分四月中文部省届出ノ分]

[山口県内小学教校両則]

[学務掛控]

教則

- 一 小学生徒男女トモ六歳ヨリ十三歳マテ在学八年ノ御規則ニ循フト雖トモ、教員書器等未タ全備セス、正則ニ遵ヒ難キハ姑ク其上下ニ等共各四級ヲ減シテ合テ八級トナスヘシ、然レトモ学科教習ノ順序等ハ正則ニ照準シ不都合ナキコトヲ要ス
- 一 教則ノ書籍ヲ備ル能ハサル生徒ハ、教授ノ見切リヲ以テ他書ヲ学ハシムルコト妨ケ無ト雖トモ、可成丈ケハ不急高尚ノ書ヲ除キ、有用実地ノ学ニ就カシメンコトヲ要ス
- 一 每朝午前第七字ヨリ十二字ニ至リ、午後第一字ヨリ四字マテヲ修業ノ時限トス

- 一 習字ハ姑ク和漢雅俗トモ板木写本ヲ交用スヘシ、西洋数字其他官許ヲ受テ梓刻頒布ノ上ハ、必ス斉一ナランコトヲ要ス
- 一 算術ハ珠顆筆算トモ教師ノ長スル所ニ任セコレヲ習ハシメ、時々暗算ヲモ必ス練習セシムヘシ
- 一 每歳休業日
　　毎月十六日、一月一日ヨリ三日ニ至ル、神武天皇即位日、暑中、六月二十八日ヨリ三十日ニ至ル、天長節、十二月廿九日ヨリ三十一日ニ至ル
　　但、右ノ外臨時休業アルヘシ、此ニ載セス
- 一 僻境ニ在テ教化素ヨリ開ケサルノ所ハ、教官ノ見切ヲ以テ課程ヲ省略シ、易キニ就カシメ、年已ニ成長スル者モ亦同シクコレヲ学ハシムヘシ
- 一 農村漁落其他邑区ニ依リ日午生業ニ支障シテ学事相整ヒ難キハ、多ク夜学ヲ課スヘシ
- 一 即今十四歳以上之者、小学ニ就キ其課程ヲ学ンコトヲ願フアレハ、志ヲ遂ケシムルト雖トモ、年已ニ小学ノ限ニ過ルヲ以テ、コレヲ員外ト称スヘシ
- 一 私塾ト雖トモ其教習スル所彼此同撰ナラサレハ、各地子弟ノ向フ所隨テ相背馳スルノ患ヲ生ス、故ニ成ル可キハ一般ノ定格ニ拠リ授受スヘシ
- 一 家塾ニ於テ習字或ハ算術等ノ一科ヲ教ル者ト雖トモ、課程等ノ順序ハニ出ンコトヲ要ス
- 一 習字式ハ二行六字ヲ初步トナシ、進級ニ隨テ行字ヲ増加セシムヘシ
- 一 即今初テ入学ノ生徒は、年ノ長少ヲ問ハス才学ノ有無ヲ論セス、總テ其名牌ヲ無等席ニ列シ、月試既ニ済ムヲ待テ等級中ニ加フヘシ
- 一 生徒各自ニ一帳ヲ作ラシメ、毎月末ニ至テ其月学ヒタル所或ハ前月ノ分ヲ挙テコレヲ試ミ甲乙ヲ記シ、必ス其父兄ニ送ルヘシ
- 一 每月試業法
　　句読　音訓ヲ誤ラス読下ス流ル、カ如キ者ヲ上トス、音訓或ハ誤テ更ニ得読下ス流暢ナラサル者中トス、遺忘誤読考ヘテ得サル者下トス
　　暗誦　声音高暢誤失ナキ者上トス、或ハ誤失シ更ニ得ル者中トス、誤テ得サル者下トス
　　習字　字形端正ニシテ筆勢健活ナル者上トス、字形齊整筆勢不活ナル者中トス、字形正カラス筆勢渋ル者下トス
　　算法　差誤遺算ナキ者上、差遺アリテコレヲ考ヘ得ル者中、差遺アリテ考ヘ得サル者下トス
- 一 每級ヲ卒ルノ試験ハ、其等中ノ課業尽ク習熟ノ者ニ非レハ検査ヲ受ルノ道ナク前条一月間ノ業ヲ受検スルト難易異ナルアリト雖トモ、試法ハ又コレヲ以テ標準トナス、但シ、受検者躬ラ講述センコトヲ乞ヘハ其試験法左ノ如シ
　　講述　文意ヲ通解シ義理ヲ善ク述ルヲ上トス、文意ヲ粗略シ義理ノ通スル者中トス、文意ヲ差謬シ義理ノ通シ難キ者下トス

- 一 小学ノ教則ニ循ヒ授業スル私学ノ試験法ハ、小学ト同カルヘシ
- 一 每級ヲ卒業スル毎ニ試験ヲ經テ証状ヲ得ル者ニ非レハ進級ヲ得サルヘシ、試験スルノ時ニ当テハ必ス学区取締ニ臨席ヲ乞フヘシ、其等ヲ卒ル者ニ至テハ学務掛ヨリ出検スルコトアルヘシ、若シ落第スル生徒ハ猶一ヶ年其級ニ置ク
- 一 課業時間表 別紙一葉

以上

校則

小学校開校式

- 一 区長并学区取締、戸長副出席
- 一 教員列座 生徒男女席ヲ分ツ
- 一 教師学制開卷ノ御布令ヲ解講ス
- 一 学区取締生徒心得書ヲ読知ス
- 一 戸長其外開校ニ尽力スル者ヘ区長褒詞ヲ述ヘ、尚又一統へ学校維持ノ旨ヲ厚ク論ス小学生心得書
- 一 每朝第八字ヨリ学校ニ入り、男女席ヲ別ニシテ、定メノ如ク、書物・手習・算術トモ教師ノ教ヲ受ケ修業致スヘキ事
- 一 昼第十二字ヨリ一字マテ業暇ニ付キ、喫飯ニ帰宅スル者ハ帰テ相済マセ、重テ入校シ又業ニ就クヘシ

- 一 業中猥リニ起チアルキ、或ハ雑話等仕ラス候ヨウ、相慎ミ申スヘシ

- 一 教師ヲ敬ヒ、差図ニ隨ヒ、学校出入トモ必ス拝礼シテ、騒々シク進退致スマシキ事

- 一 高弟ヲ凌カス稚キモノヲ侮ラス、相互ニ睦クシテ、喧嘩口論致ス間敷事

- 一 書物卓文庫其外惣テ学用ノ道具類ハ念ヲ入レ取扱ヒ、妄リニ人ノ物品ヲ取用ヒ、或ハ校内ノ戸障子壁ナトヘ落書等致ス間敷事

- 一 朝夕家ヲ出入スル毎ニ、必ス父母兄弟ニ告ケ礼節ヲ闕クヘカラス候事

- 一 往来途中ニトイテ、クルイ遊ヒ石ナケ其外惡シキ振舞ハ、休日平生タリトモ禁制ノ事

- 一 履物雨具等取違ヘ乱リノ儀致ス間敷事

- 一 前廉ヨリ相分リタル障アリテ出校相成ラス節ハ、其前日ニ届ケ置キ、若シ病氣等ニテ俄ニ不参ノ時ハ、後日ニ届ケ候テモ苦シカラス

右之心得銘々此度相守リ、常ニ我カ家ヘコレヲ掲ケ置キ、父兄ヨリモ時々此条ヲ教スヘキ者ナリ

明治五年壬申十月

- 一 小学ノ生徒、学舎ニ寄宿スルコトヲ充サス、然レトモ已ムヲ得サル情故アリテ父兄ヨリ願フアレハ、私費ノ整フ者ハコレヲ許スヘシ
- 一 課程一ニ級ニ進ム者ヲシテ一人宛輪次ニ当直シ、版報及ヒ生徒ノ出入ヲ知リ、潔掃ヲ督スル

等ノ事ニ当ラシムヘシ

- 一 教師ハ常ニ心ヲ生徒ノ学業ニ用ヒ、コレヲ監護シテ勉励セシメ、校内ノ諸規則ヲ審ニシ、不急ノ学・無益ノ業ヲ省テ日用実行ノ教ヲ切ニシテ、人ヲシテ世事物情ニ通曉シ易カラシメンコトヲ要ス
- 一 每年二月・八月ニ学務掛ヨリ諸校ヲ巡回シテ、教師教導ノ殿最、生徒学業ノ進否等ヲ審判スルコトアルヘシ
- 一 生徒ノ授業料一月ニ付、少キハ二十五銭多キハ五十銭ノ差別アリ、尤人民ノ貧富ニ依リ少シク之ヲ斟酌スヘキ御規則ニ候処、即今管内ノ情態ニ応スレハ少ク減却スト雖トモ猶出シ得サル者多シ、且ツ其貧富ヲ分別シテ増減取捨ヲ為スニ至テハ勢ノ最モ班然シ難キ者アリ、故ヲ以テ今姑クコレヲ大減シ、貧富ヲ概シテ、一人ニ付二銭八厘九毛宛出サシメ、若シ一家ノ子弟二人就学スレハ各二銭一厘九毛宛ヲ納シメ、若シ三人以上ニ至レハ御規則ノ通り二人ノ外、出スニ及ハス、最貧窮ニシテ右定額ヲ出シ得サル者ハ一銭四厘五毛或ハ七厘ヲ出サシメ、猶コレヲ出シ難キ者アレハ学区取締戸長等コレヲ証ス
- 一 華士族農工商ノ子弟、男女トモ年齢六歳ニ至レハ小学及ヒ私家塾へ入学ノ者ハ勿論、教師ヲ其家ニ招キ稽古セシムル分タリトモ、左ノ通相認メ学区取締戸長副間へ届出ツヘシ、尤病氣其外無余儀故障有之六歳以上ニ至リテモ就学難相調モノハ是亦同断

覚

長男或ハ長女或ハ何男何女何某

明治何年何月何歳

右第幾番小学或ハ何条何某私家塾ニライテ書物或ハ習字算術為致修業候也

本人修業ハ其年齢ヲ前書シテ奥エ記スルニ及ハス、且本文ヲ修業仕候也ト認ム

月 日

何条何某 ○

病氣又ハ故障有之分

覚

何々前ニ同シ

右何々ニテ修業不得仕候也

———— ○

- 一 死去其外故障アリテ退校願出ル者ハ、前文ノ格ニ倣ヒ其趣相認メ学区取締エ届クヘシ、取締コレヲ諦（帶）シ教師ニ達スヘシ、若シ生徒ノ内悪業ヲナシ他生ヲ妨害スル等ノ事アリ、屢々教戒ヲ加ヘテ已ムヲ得ス退校申付度者アレハ、其時々商議ノ上學務掛ヘ伺出、何分ノ指図ヲ受クヘキコト

以上

下渡被下度、此段旁相伺候也

明治六年四月十三日

長官

文部卿

明治5年9月の學制発布より1年経たずして、小学校の教則・校則等細かな規則を定めると共に出来る所から速やかに実施しようとしていることが伺え、新しい學制に並々ならぬ決意と成功させるべく国・県一体改革が進められていった事を物語っている。しかし、生徒一人当たりの授業料が25銭から50銭かかり、各家庭の負担は計り知れない状況であったのもまた事実であろう。従って、苦肉の策として、減額も止むを得ない事であったのである。それにしても、苦難の船出であることは、間違いない事実であったであろう。

一三 小学校・家塾の授業料徵収方法（明6・4）

三井家文書一ニ光市立図書館蔵

文部省より被仰出之趣を以、当部小学校受業料諸入費取立之次第、左之通

一 生徒壱人より一ヶ月分

上中等式銭六厘 銀式匁也

但、士族社寺上中農え當る

下等壱銭九厘五毛 銀壱匁五分也

但、下農え當る

右之通、一ヶ月限り畔頭元において取立、一ヶ月四度に割、三ヶ月分取纏め、畔頭元より副戸長座え差し候、区長取締役え可差出候事

但、小学校之分は前断寄金月々諸入費遣払、余り金受業料に可請候事

一 受業料生徒親々より毎月畔頭元え可致持参、自然不參之節は畔頭元より可令催促候事

一 家塾之分は前条之次第を以、毎月又は三ヶ月分、或は盆暮両度にても教師之計を以取集可申候事

但、家塾場坪数に寄、賃金は是迄の通り出銀取立可為勝手事

一 一家より生徒三人以上之分は式人之外不及出銀候事

一 下等之内窮民出銀難得仕ものは、副戸長畔頭聞糾之上可差除候、尤小児之義は精々引立可致修業候事

右之通被相定候條、向後教師え生徒より別段不及謝義候間、親たるもの厚き御趣意筋奉感戴、小学校并家塾最寄々々を以、子弟成立候様、可遂心配心遣候事

明治六年四月

<後略>

一六 小学教則等に従った授業を命じる達（明6・5）

三井家文書一二 光市立図書館蔵

先般文部省より布達に相成候小学学科教則等、追々正則を遵行可致は勿論之事に候処、即今急に難相従事件も有之、不得已これを斟酌して教習方相立置候事に付、此余は不規則無之筈之処、今以書類之心遣等、等閑に打過、漢籍のみを以て教授に及候学校も有之由、不都合之次第に候、自今右等之弊習屹度相改、悉皆当度改定之課業表に照準し教授可致候事

明治六年五月

県庁

右相達候也

学務掛

藤田與次殿

三谷幾太殿

二〇 家塾のあり方に係る県の指令（明6・7）

三井家文書一二 光市立図書館蔵

県内一般之人民、邑ニ不学戸ナク家ニ不学ノ人無ラシメン為ニ、一時ノ詮議ヲ以家塾開業願出次第悉皆差許來候処、句読、習字、算術兼教相成候モノハ僅ニカゾフヘク、尚又小学近傍ニ住居ノ者、己カ子弟學業ノ成否ヲ問ハス、偏ニ旧来ノ因ミニ羈サレ、其儘家塾ニ差入置候モ數々有之趣、節角小学ノ近傍ニ住居ノ幸ヲ得ナガラ十分ノ修業モ出来不申ハ、実以不便之事ニ候、因テ今般家塾ハ總テ小学ノ所管トシテ、其教員毎月一次小学エ会集シテ学則ヲ商議シ、諸布令ヲ拝見スヘシ

但、小学未設之地ハ最寄隣近ノ小学エ出ツヘシ

一 向後家塾願出候ハヽ、必学区取締之手ヲ経ベシ

一 諸家塾教員三科兼教ナシ能ハサル者ハ、可成丈ケ他人ト協和合併シテ三科無偏ノ一家塾ヲ成サンコトヲ要ス、此事區長取締之作用ニヨツテ現今已ニ行ヒ得タル地方モアレハ、必ス至難ノ事ト見做スナカレ

但、小学近傍凡半里内外ニアル家塾ハ必ス右之通タルヘシ、慢過スルモノハ事情取斟之上、開業ヲ停ムルコトアルヘシ

一 一年一度諸家塾生徒ヲ最寄々々ニ集メテ試験スヘシ、區長取締臨席、其区小学教師或ハ家塾ヲシテ互ニ試験ニ任セシム

但、小学近傍ノ家塾生徒ハ小学ニ於テ試験ス

右之通相定候条、其筋エ無漏可相違候事

明治六年七月

県庁

二四 家塾の開業場所を制限（明7・8）

明治期山口県布達類 一四

各大区正副区戸長中

県内小学ノ設ケ猶未タ普及セサルヲ以テ、昨年来家塾開業願出次第悉皆差許來候処、近来小学追々増立スルニ隨テ家塾ノ布置自然宜ヲ得ス、小学ト比隣対立相抗シ、或ハ陰ニ小学ノ子弟ヲ勾誘スル等ノ弊害モ間々有之哉ニ相聞候、此間人民ノ方嚮モ之カ為ニ一定セス、教則改正之際多少ノ障礙ヲ生シ不都合之事ニ候、因テ今般家塾布置改正之積ヲ以テ、各大区ニ於テ人戸ノ粗密小学ノ遠近ヲ計リ、其必ス置カサルヘカラサル者ト、必ス廢セサルヘカラサル者トヲ區別シ、来ル九月十日限り県庁学務掛へ可申出候、此段相達者也

明治七年八月二十日

県令

以上のように、山口県の場合は明治五年（1872）の『學事獎励に関する被仰出書』（太政官布告第二百十四號）及び文部省布告を受け、県としての布達を発しながら、次々と学校制度を整えていったことが、備にみてとれる。近代明治国家のかたち作りの一翼を担った長州藩（山口県）の人々、中央政府直結であるが故の待ったなしの改革と制度設計、決して、遅れてはならず、県の改革も中央政府の動きに呼応して成功させなければならないという義務も負っていたことは、容易に想像できる。

このようにして、我が国の近代明治の日本が出発したわけであるが、学校制度一つとっても、その方向・目標・内的・外的整備の制度設計は容易ならないものがあったであろう。

さらに、付け加えると、この明治新政府主導による学校制度国民皆学と共に国民皆兵の徵兵制度である徵兵告諭さらには富国・財政基盤の強化のための殖産興業・地租改正・君主権の強い憲法制定と国会開設の勅諭及び教育に関する勅語すなわち教育勅語を通して、近代明治国家のかたちを整えていったのである。

これらの事を鑑みると「近代国家明治」と「近代学校制度」は不離不即の関係で捉える事ができるのではないかと考える。国家にとってそれを形造るのも人間ならば、それを動かすのも人間である。良き為政者、良き国民もまた人間である。だからこそ、これらの事をよくよく吟味・省察しつつ、現代日本の国のかたち、とりわけ学校制度やそこに生じている諸問題をみていく必要があるといえるのである。

結 語

「我が国の近代教育における地域的特質の基礎研究」として、明治5年（1972）の学校制度に焦点をあてながら論述した。明治維新後の薩摩・長州を核とした明治新政府による諸政策、とり

わけ人材育成にかかわる学校制度が如何なる理念の基に現実課題をどのように克服していったのか、そのことは、近代日本を形造る大きな基盤づくりとなり得たけれども、実は一方で大きな犠牲の上に成り立っていたことも紛れのない事実である。

一方、近世江戸時代とりわけ中期から幕末期における人材育成は、大いなる興隆期を迎えていた。江戸の昌平坂学問所を中心として、各藩の藩校・郷学・寺子屋・手習所さらには私塾が巷に溢れ、誰でもどこでも学問をするという意味で国民教育のはしりを感じざるを得ない状況が生まれていたことが、その後すなわち近代明治維新・諸政策の実行を行う上でも重要な役割を果たしていくのである。

本研究では、幕末期から、学制さらには、学制を受けての藩閥政治の一翼を担った長州藩（山口県）の学制に焦点を当てつつ、如何にして新しい学校制度の受容がなされたのかを史料を紐解きながら論究を試みたものである。

しかしながら、藩校明倫館・私塾松下村塾等の論究は何分紙面の都合上、割愛せざるをえなかつたこと。それらと学制がどのような関係を保ち得たのか等まだまだ、十分に検討の余地があると考えるが、一定程度の整理ができたものと思っている。

先に広島藩・福山藩についての整理を行っているので、本研究はその後ということになろう。次に論究を試みるのは、備前岡山藩である。この岡山藩は早くから、藩校・郷学制度が整えられた地域としても全国的に知られた存在である。池田光政（1609～82 在位 1632～72）公時代にその形が明確となった藩校や閑谷学校にみられる教学についての検討を加えることによって、幕末期から明治初期における山陽道に位置する雄藩（岡山・広島・長州）が三者三様に幕末・明治期を迎え、その中で人材育成がどのように成されていったのかが明確になってくるであろう。その上で、現代的な教育課題、とりわけ現在の学校制度を見てみることにより、その差し迫った課題（グローバル化の中での我国の教育制度課題・教育委員会制度・教員免許制度・児童生徒の不登校・自殺等）とその課題克服に向けての様々な制度・体制課題に一筋の光明を見出しつつも、新たなる学校教育制度の構築が見えてくるに違いないと確信している今日此の頃である。

（参考文献）

- ・文部省：1972『学制百年史』帝国地方行政学会
- ・文部省：1971『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会
- ・文部省：1992『学制百二十年史』ぎょうせい
- ・文部省：1903『日本教育史資料 式』富山房
- ・文部省内教育史編纂會：1938『明治以降 教育制度發達史 第一巻』龍吟社
- ・賴 祺一：1986『近世後期朱子学派の研究』溪水社
- ・山口県：2000『山口県史 資料編 近代1』山口県
- ・大石学編：2006『近世藩政 藩校大事典』吉川弘文館
- ・日本史広辞典編纂委員会：1997『日本史広辞典』山川出版社